

## I はじめに

### 1 本稿の目的

フランスの著作権法は知的所有権法典 (Code de la propriété intellectuelle, CPI) の第1部に収められており、その第1編第2章第2節の、著作財産権に関する諸規定の中に、L. 122-5条がある。そこには「著作物が公表された後は、著作者は以下のことを禁止できない」と書かれており、その4項に、「その方面のきまりを考慮しつつ、パロディ、パステージュ、カリカチュール」と規定されている<sup>1)</sup>。

L. 122-5条は、著作財産権に対する様々な制限を1つの条文で限定列挙した規定で、日本法の30条以下に相当する。これ以外の制限規定は、プログラムに関しL. 122-6-1条があるだけである。

本稿では、フランスにおいてL. 122-5条4項がどのように用いられているかを明らかにしたい。IIでは、同条項に基づいてパロディが成立するための要件について述べる。その際、II 2までは伝統的な理解に重点を置き、II 3では、同条項が近年拡大解釈されている様子を明らかにする。そしてIIIで、パロディが成立すると著作者の権利はどうなるかを、特に著作者人格権に重点を置いて紹介する。最後にIVで、同条項のような個別の権利制限規定を日本法に置くべきかどうかについて、同条項の背後にあるものに言及しつつ考察する<sup>2)</sup>。

### 2 本稿の範囲

内容に入る前に、本稿が対象とする範囲を明確にしておく。

まず、時間的には現行法を対象としている。ここでいう現行法とは「文学的美術的所有権に関する1957年3月11日法」のことであり、1992年にほぼそのまま法典化され、知的所有権法典の一部となった。L. 122-5条は1957年法の41条であった。本稿では、1957年法以前の判例や学説も、検討の対象から外した。

次に、本稿は、著作物のパロディだけを対象としている。

知的所有権法典L. 211-3条4項には、実演のパロディに関する規定がある<sup>3)</sup>。これは、

著作物のパロディとほぼ同じ文言である。しかし本稿では、実演のパロディは対象外とする。

また、カリカチュールすなわち戯画という言葉には、実在の人物を描いた似顔絵や、実在の人物の物真似という意味がある。そのため、似顔絵や物真似をめぐるトラブルにおいては、名誉毀損等の一般的な人格権の問題が生じる。その際、著作者の権利の問題が同時に生じることもあれば、人格権の問題だけが生じることもある。しかし本稿では、人格権については、必要に応じて触れるだけで正面からはとりあげない。

## II. パロディの成立要件

ここでは、パロディが適法に成立するための要件を、パロディとは何か (1) と、「その方面のきまり」とは何か (2) に分けて説明する。

### 1 パロディ

#### (1) 笑わせる目的と原作品の改変

パロディが適法に成立するための要件は、主要な体系書や論文において、様々な順序で説明されている。例えば、よく引用されるフランソンの1988年の論文は、「適法なパロディ」の客観的要素 (élément matériel) と主観的要素 (élément moral) をいくつも抽出し、改変を伴う利用を前者のうちに、笑わせる目的を後者のうちに数えている。そして、それぞれの要素の説明の中で、2でみる「その方面のきまり」にも、詳しく解説を加えている。<sup>4)</sup>

フランソンの説明順序に倣う論者もいるが<sup>5)</sup>、ゴドラやポロ＝デュリアンは、「その方面のきまり」を、パロディが適法であるための要件と位置付け、パロディそのものの定義とは分けてとらえているように思われる。<sup>6)</sup>つまり、公表された既存の著作物 (原作品) が何らかの改変の上利用されており、自称パロディ作者が「笑わせる目的」を主張すると、その自称パロディにつき「その方面のきまり」のチェックが始まり、チェックを無事通過したら適法なパロディが成立するという順序である。以下、本稿で「パロディ成立」というときは、チェックを通過した適法なパロディの成立を意味することとし、「適法な」の語は、特に必要があるときを除いて付さないこととする。

そして、ゴドラやポロ＝デュリアンを含む多くの論者が、上記の「笑わせる目的」と「原作品の改変」を、少なくともパロディの不可欠の構成要素として認めているように思われる。<sup>7)</sup>つまり、パロディそのものは、「公衆を笑わせる目的で、原作品に改変を加えて利用すること」、と理解されているように思われる。以下、それぞれについて説明

を加えておこう。

まず、笑わせる目的について。笑いに風刺や皮肉が利いていることは必ずしも求められておらず<sup>8)</sup>、個人攻撃や性的表現も、それ自体としてはとがめられない。ただし、度を越す場合は「その方面のきまり」の問題となる。

また、原作品に対する批評の意図が明確である必要もない。従って、ただ有名だからという理由で原作品を選び、それを使ってただふざけることも認められる。2(2)で詳しくみるターズーン事件<sup>9)</sup>は、お色気たっぷりのナンセンスギャグの事案であり、その例として最もふさわしいであろう。また、ミレーヌ・ファルメル<sup>9)</sup>の有名なシャンソン「リベルティーン」を、男性同性愛が主題の映画の中で替え歌にして出演者に歌わせた事案においても、下品ではあるが笑いを誘ってはいるとして、パロディの成立が認められている<sup>10)</sup>。

さらに、原作品ではなくその作者を、笑いのタネにすることも許される。2(2)で詳しく紹介するトレネ事件<sup>11)</sup>がその例である。

次に、改変を伴う利用について。パロディは、原作品に似ていなければパロディではない<sup>12)</sup>。しかしその一方で、パロディの笑いは、物真似のように、ただそっくりであることに由来するわけではない。パロディにおいては、笑わせるために改変が加えられていなければならない。2(1)で「その方面のきまり」として後述するように、公衆からみて、原作品と自称パロディとが紛らわしい場合には、パロディは成立しない。従って、パロディは常に原作品の改変を伴うものであり、それにも関わらず許されるところが、L. 122-5条4項の最大の特徴であるといえる。著作者人格権との関係が問題になるが、それについてはIII 2で後述する。

## (2) パロディ (もじり)、パスティーシュ (模作)、カリカチュール (戯画)

これまでとりあえず総称的にパロディとしてきたが、条文には、「パロディ、パスティーシュ、カリカチュール」の三者が挙げられている。それぞれをあえて訳せば、「もじり、模作、戯画」がよいであろう。ここで、三者の異同について整理しておく。

この点について、今や1957年法に関する古典となった観のあるデボワの著書には、三者は芸術のジャンルによってすみ分けていると書かれている<sup>13)</sup>。それによれば、パロディは音楽、パスティーシュは文芸、そしてカリカチュールは美術の著作物に関するという。しかし、この見解は現在は支持されていない。

デュランドの近年の研究によれば、判例・通説は、3つを芸術のジャンルで分けず、

どれも同じく「おもしろおかしい効果を狙うこと」だと考えている<sup>14)</sup>。実際、前出のトレネ事件（注11）は、シャンソンの替え歌を作成し、実演し、録音した事例であるが、破毀院は、被告がしたことはパロディでありカリカチュールでもあるととらえている。3でみる枯葉事件<sup>15)</sup>は、たいへん有名なシャンソンの歌詞として用いられた詩を、内容を少し変えて、イラストといっしょに雑誌に掲載した事例であるが、パリ控訴院は、被告のしたことを、判決文の中で時にパロディと言ひ、時にパスティーシュと言っている。

学説をみても、デボワの見解を受け継がず、三者を同義語ないしそれに近いものと把握する、ないし、パロディの語を三者の総称として用いることを提唱するものが多い<sup>16)</sup>。本稿もそれに倣うが、以下の点にだけ、注意を促しておきたい。

まず、パスティーシュは模作であり、文体や画風の模倣を含む。それは、ある著作者の文体や画風を用いて、著作者自身がまだ創作していない作品を生み出す巧みさを愛でるものといえる。そのため、パスティーシュについては、パロディやカリカチュールとは異なり、<sup>17)</sup> 原作品が特定できる必要はないとする見解がある。その一方、パスティーシュとして権利制限を受けるには原作品の特定が必要で、<sup>18)</sup> 原作品が特定できない場合は、著作権による独占が不可能なものを利用しているだけであり、L. 122-5条4項の規定があってもなくても当然に許されるとする見解もある<sup>19)</sup>。

これに対し、パロディとカリカチュールは、いずれも、特定の作品、しかも公衆がよく知る著名なものを標的に作られる<sup>20)</sup>。しかし、前出のトレネ事件破毀院判決（注11）によれば、カリカチュールの笑いの目的は、特定の著作物というよりはその著作者である。つまり、作品の改変を通じて、パロディは作品そのものを、カリカチュールは人を笑いものにする。だとすれば、12で述べたような、カリカチュールをめぐる一般的な人格権の問題が併存する可能性がある。実際、同判決は傍論で、著作者（兼実演家）であるトレネに対する名誉毀損が成立しうることを示唆している。しかしその一方で、前出のリベルティエヌ事件判決（注10）においては、カリカチュールという言葉が使われているにもかかわらず、問題になっているのは著作財産権だけであり、パロディとカリカチュールの区別は特に意識されていないものと思われる。

次に、「その方面のきまり」の説明に移る。ここを説明する際も、体系書においては、パロディ、パスティーシュ、カリカチュールの三者それぞれにつき個別の説明はなされないことが多い<sup>21)</sup>。本稿もそれに倣うが、判決文に登場するなど、特に必要がある場合には、パスティーシュおよびカリカチュールの語も用いることがある。

## 2 その方面のきまり

「その方面のきまり」の説明のしかたも論者により様々であるが、「原作品との混同のおそれがないこと」と、「原作品やその著作者を中傷しないこと」の2つに分けて説明するものが比較的多い。<sup>22)</sup>以下、それに倣って検討する。

### (1) 原作品との混同のおそれがないこと

適法なパロディは、その笑わせる目的を達成できるほど十分に、原作品を改変していなければならない。<sup>23)</sup>言い換えれば、適法なパロディは、一目でそれとわかる必要がある。原作品やその著作者のファンが、自称パロディを、原作品そのものや、同じ著作者の新作と思込んで鑑賞しているのは問題である。<sup>24)</sup>同じことは、両者が市場で競合してはならないとも言い換えることができる。<sup>25)</sup>

判断要素としては、まず、原作品と比較して表現が大きく異なるかどうかが挙げられる。従って、原作品がシリアスな場合には、混同は起こりづらい。<sup>26)</sup>また、有名作品ほどパロディが作りやすいことになり、実際、裁判例にはびっくりするほど有名な作品が登場する。最後に、パロディであることの表示が適切になされていることも重要視される。<sup>27)</sup>

裁判例をみると、まず、ブレル事件破毀院判決がある。<sup>28)</sup>ジャック・ブレル (Jacques Brel) の作詞・作曲・歌唱による邦題「お前のいいなり」というシャンソンをめぐって生じた事件である。シャンソンの原題ヴズール (Vesoul) は、地方都市の名前である。

この事件では、RPR と略称される共和国連合、つまりシラク前大統領が当時首相として率いていた右派の主要政党が、1986年の年頭、大統領選に向けた新聞・雑誌の広告に、「ヴズール」の歌詞の一節をもじったコピーを大きく掲載し、さらに、シャンソンの印象的なリフレインを模した政治的なメッセージを、小さい字で続けた。そのメッセージは、当時の社会党の政策を批判するものである。具体的には資料1を参照されたい。

これに対してブレルの遺族らが慰謝料を、「ヴズール」の歌詞の著作権をもつ出版社が損害賠償を求めて提訴した。第一審はパロディの成立を認めたが、パリ控訴院は、歌詞の一節をこのように使っただけでは、出版社の著作権は侵害されていないと判断した。その一方で、遺族らの請求は認めた。同判決は、この利用態様では、ブレル自身が政党に賛同して作品を使わせていると思われる可能性があるという。ただし、同判決が著作者人格権と一般的な人格権のどちらの侵害を理由としているかははっきりしない。

RPR が上告し、パロディの成立を認めないのはおかしいと主張した。Ⅲ 2 で後述するように、パロディが成立すれば、著作者人格権侵害はなくなるからである。しかし破

毀院は、パロディが成立するのは、公衆にとって、そこにあるものが原作品やその抜粋ではないことを明確に理解できる場合に限ると判示し、パロディの成立を認めなかった。

この事件において、原作品では順接が、広告では逆接が繰り返されているが、それでも、両者が紛らわしいことが認められた。また、資料1にみるように、ブレルの氏名表示が何とも中途半端になされていたことも、結論に影響したと思われる。

この他、次の(2)でも紹介するターザン事件控訴審判決がある。<sup>29)</sup>原告のターザン連作小説の第一作が原作品で、それを被告が無断で映画化した事案である。そこには原作品のキャラクターが、同じ役柄、服装、性格付けで登場する。例えば「ターザン」は、イギリス貴族の息子で猿に育てられたことになっている。さらに、正規版のターザン映画で有名になった雄叫びも、アフリカの熱帯林という舞台も、あらすじも全て同じであった。判決は、原作品の様々な特徴を隷屬的に模倣したことを理由の1つとして、パロディの成立を否定した。この映画は一方で、フランス人の寛大な許容範囲から外れるほどの猥褻映画だったが、その点については後述する。

## (2) 原作品やその著作者を中傷しないこと

パロディは原作品の改変を伴う。そして、すでにみたように、大幅な改変が加えられているほど、原作品との混同は避けられる。しかし、原作品のファンを離れさせること、つまり、原作品のファンがそれを嫌いになるような態様で利用することは、「その方面のきまり」に反する。それはもはや、「笑わせる目的」を達成するものではないと考えられるからである。具体的には悪意丸出しの風刺やひどい猥褻などであるが、これらは、原作品の著作者を中傷する (diffamer) のみならず、パロディの成立をも妨げるのである。<sup>30)</sup>

まず、著作者に対する風刺が問題となったトレネ事件破毀院判決 (注11)) を、詳しく紹介する。これは、パロディに関して最も有名な判決のうちの1つである。パロディを作られたのは「優しきフランス」(Douce France) という有名なシャンソンで、シャルル・トレネ (Charles Trenét) の作詞・作曲・歌唱にかかるものである。トレネから著作権を譲り受け、その楽譜を出版した音楽出版社が、事件の原告となっている。被告は複数いるが、その一人が、物真似芸人で歌も上手なティエリー・ル・リュロン (Thierry Le Luron) である。

ル・リュロンは、1983年におこなわれた「ドゴールからミッテランまで」(de De Gaulle à Mitterrand) と題する時事風刺的なライブ公演において、替え歌「優しい熱狂」(Douces transes) を実演した。これはベルナール・マビユ (Bernard Mabille)

の作詞になるもので、実演は、原作品のメロディーに乗せ、トレネの歌真似をしつつおこなわれた。当該ライブは同年、公演と同名のレコードに収録され、「優しい熱狂」はその中の1曲となった。原告は、ル・リュロン、マビユ、そしてレコード会社に、レコードの販売差止等を請求した。

「優しきフランス」と「優しい熱狂」の歌詞は資料2に示した。後者は、トレネがアカデミー・フランセーズ会員に2度立候補し、様々な運動にもかかわらず入会できなかったことを皮肉るものである。<sup>31)</sup>「緑の礼服」をまとう「不滅の人々」とは会員のことで、辞書とは、集合著作物の例に挙げられるアカデミー辞典のことである。<sup>32)</sup>なお、ジャック・ラング (Jack Lang) は大物文化人政治家で、トレネのファンであることを公言していた。

判決は、第一審・控訴審ともパロディの成立を認めて請求を棄却した。原告が上告し、上告理由として、パロディは作品を変えるものだから人格攻撃をしてはならない、曲に変更がないのでパロディは成立しない、などと主張した。

破毀院は上告を棄却し、パロディおよびカリカチュールの成立を認めた。判決は以下のことを述べている。①法はパロディだけでなくカリカチュールも許容する。②パロディはパスティーシュと異なり、原作品が特定できることが「その方面のきまり」である。③また、カリカチュールは、作品を通じて著作者の人物像をからかうものである。④本件の場合、ル・リュロンは、歌真似の芸人として、パロディとカリカチュールの両方をおこなっている。

被告の上告理由についての判示は、以下の通りである。①曲がそのまま用いられることは、作品を特定するために必要である。②また、歌詞が変えられていれば、それだけで、原作品との間で混同はないといえる。

以上のように、この事件の判示は、どちらかといえば、1(2)で前述したパロディ・パスティーシュ・カリカチュールの区別に重点を置いていて、著作者への中傷が「その方面のきまり」に則っているかどうかについては、踏み込んだ判断はされていない。これには、原告が出版社であり、人格権に基づいて訴える地位にないことが関係していると思われる。判決は傍論として、仮に名誉毀損があるとしても、訴えられるのは本人のみであると述べているからである。しかし、結論として出版社の著作財産権が制限されたことには、事例的な意義があると思われる。

次に性的表現である。これは笑いと関係が深く、古い日本語では、春画のことを「笑い絵」「ワ印」などと言ったものである。しかし、そういう笑いの嫌いな人や、作品イメージを管理したい企業にとっては問題となる。

お国柄か、この性的表現が、フランスでは実に寛大に許される。例えば、資料3に画像を掲載した「ターズーン」の事件(注9)では、何やら怪しげなものまで描かれているが、パロディの成立が認められている。被告作品は連作小説ターザンの設定を借りたアニメ映画で、題名を「ジャングルの恥ターズーン」といい、原作品のヒーローとは似ても似つかぬダメ男が主人公である。また、ストーリーにも、原作品にはないSF的な要素や社会風刺がとり入れられており、2(1)でみた原作品との混同に関しては、全く心配いらぬ事例であるといえる。

これとほぼ同時代のピーナツの事件<sup>33)</sup>では、原作品は有名な漫画で、被告書籍はそれに関する研究書である。被告書籍に、様々なイラストレーターが、①孤独なスヌーピーが交尾を夢想する、②鳥のウッドストックがスヌーピーの股間に巣を作る、③スヌーピーが挑発的なバスの先端をかじって意気揚々とする、といった性的な内容のイラストを寄稿したことが問題となった。しかし判決は、上記①②は、際どいシーンではあるが、滑稽味が下品さに勝っているといえ、③もギャグの範疇に入るとして、パロディの成立を認めた。判決は、原作品に欠落している性と暴力を扱ったところが、被告書籍のパロディとしての本質だとまで言っている。また、書籍冒頭に、イラストがシュルツのものでないことを明示する断り書きがあったことが認定されており、これが意味をなした可能性もある。

パロディが成立しなかった有名な例が、前の(1)ですでに紹介したダーザン事件控訴審判決(注29)である。被告の実写映画は、題名を「ダーザン：ジェーンの恥辱」(DARD'ZAN l'humiliation de Jane)という。詳しい事案は不明であるが、いかにもといった題名であり、おそらく、笑う代わりに息を飲むような内容なのであろう。判決は、侵害作品の「ひどく猥褻な」(grossièrement pornographique)特徴からは、いかなるユーモアの意図も感じられないとして、パロディ成立を否定している。

### 3 拡大する「笑い」

以上みてきたように、フランス知的所有権法典L. 122-5条4項の本来の射程は、「ただ笑わせるため」(simplement ou seulement faire rire)に、他人の著作物を使うことであるといえる<sup>34)</sup>。そして、この「笑い」の目的は、近年、寛大に解される傾向にある<sup>35)</sup>。

まず、政治的・社会的批評といった、むしろまじめな目的をもった利用の場合である。すでに紹介したブレル事件破毀院判決(注28)では、原作品との混同があったためにパロディの成立が認められなかったが、ミシュラン事件控訴審判決は反対の結論となっている<sup>36)</sup>。



この事件の原告はタイヤやグルメガイドで有名なミシュラン社で、被告は大手労組CFDTの、ミシュラン本社所在地の支部である。そして原作品は、同社のキャラクターとして有名なミシュランマン（別名ビベンダム）のイラストである。被告は、ミシュランマンがひげを生やし、毛皮を着て、棍棒を担いでいる絵に、ミシュラン社の労働政策を批判する「古い思想は進歩の車輪を回さない」というフレーズを付して、労組のピンバッジとポスターに用いた。言いたいのは、労働条件は原始時代並みということである。第一審判決はこれを著作権侵害としたが、控訴審では逆転し、パロディの成立が認められた。判決は、当該利用が平和的に人目を引くための適法な利用であることを述べるのみで、それ以上の理由づけは明らかにしていない。しかし、判決文を読んだだけでも、ミシュランマンが笑いを誘うかっこうをしていることは推測される。

次にオマージュである。オマージュといえば、枯葉事件控訴審判決（注15）が代表的である。たいへん有名なシャンソン「枯葉」(Les feuilles mortes)は、国民的歌手のイヴ・モンタン(Yves Montand)の代表曲で、国民的詩人のジャック・プレヴェール(Jacques Prévert)が作詞した。事件は、週刊誌「ル・ポワン」(Le Point)1991年11月6日号の時事的な絵入りの連載コーナーに、漫画家のジャック・フェザン(Jacques Faizant)のイラスト(資料4)が掲載されたことで生じた。それは、モンタンのシルエットに重ねて、「枯葉」の歌詞をもじった追悼詩を手書きしたものであった。問題のイラストの下のほうにはフェザンの署名があり、そこに「プレヴェールによる」の表示があった。資料5は原作品とパロディ、およびそれぞれの邦訳である。

プレヴェールの著作権を譲り受けた出版社が損害賠償請求をし、第一審判決は請求を一部認容した。被告が、パロディの成立を主張して控訴したところ、控訴が認容され、請求棄却となった。判決によれば、利用態様はユーモアを交えたオマージュであり、原作品と混同されないという。歌手の追悼のために詩人の著作権が制限されているところも、この事件の特徴である。

以上のように、政治的・社会的な批評やオマージュも、いくらかのユーモアがあればパロディ規定で正当化されるようになってきたが、かといって、どんな無断利用も許されるわけではない。例えばココ・マドモワゼル<sup>37)</sup>事件では、原告は、シャネルの香水「ココ・マドモワゼル」の広告ポスターの写真(資料6)を撮った写真家である。被告は、名画や広告写真を複製し、人物の肌に入れ墨を入れる技法の作品をたくさん発表している現代美術家である。被告作品の1つを参考までに資料7に示すので、資料6に入れ墨を入れたところを想像してみてほしい。原告は、著作権および著作者人格権侵害を理由に提訴した。

判決は、パロディを不成立とした。それによれば、パロディにはユーモア、オマージュ、あるいは批評の目的がなければならないが、肌に入れ墨を入れる作風はいわば被告のトレードマークであり、ユーモア・オマージュ・批評のどれにもあたらないという。著作者人格権侵害も認定された。推測だが、原作品が、モデルのケイト・モスはともかく写真としてはそれほど有名とはいえないことが、判断に影響したのではないかと思われる。

以上のように、最近では、パロディの「笑い」の目的は、「笑わせる、または微笑させること」(faire rire ou sourire)へと広がっている<sup>38)</sup>。つまり、主目的が批評やオマージュであって、笑いが前面に出ていなくても、何らかのユーモアが認められれば、パロディ規定の適用が認められている。この基準でも、ココ・マドモワゼル事件のような、笑わせる意図の一切ない単なる冒用は排除できるので、「笑い」は、なお基準として機能しているように思われる<sup>39)</sup>。

### Ⅲ パロディと著作者の権利

#### 1 パロディと著作財産権

パロディが適法に成立した場合は、原作品の著作者の著作財産権は制限される。この点につき、1970～80年代においては、パロディを作るにあたって著作者に無断で著作物を利用できるとしても、著作者は報酬請求権を有するという議論もあったようである<sup>40)</sup>。しかし現在では、無断かつ無償の利用が当然のこととして認められている<sup>41)</sup>。

#### 2 パロディと著作者人格権

パロディと著作者人格権との関係に移る。この点についても、パロディが適法に成立していれば侵害とはならないとするのが判例・通説といえる。

その源流は、フランソンが1988年に公にした論文である<sup>42)</sup>。それによれば、パロディが主張される事例では、原作品からの改変について著作物尊重権(日本の同一性保持権に相当)、原作品の表現が残存することについて氏名表示権が主張される可能性がある。

しかしフランソンは、改変はパロディの本質そのものなのだから、著作者の名誉声望を害するほどの改変がなされていない限り、著作物尊重権に基づく主張は許されるべきではないと解する。Ⅱ 2(2) でみたように、そのような場合には、パロディは適法に成立しない。これを言い換えれば、パロディに関しては、著作者人格権侵害の成立する基準が、ベルヌ条約レベルまで引き下げられているといえる<sup>43)</sup>。

氏名表示権については、侵害の主張が許されるのは、Ⅱ 2(1) でみた混同がある場合

のみであるというのが、フランソンの見解である。つまり、パロディが原作品と十分に  
区別できる場合には、原作品の著作者の氏名表示を不要と解するわけである。この見解  
の背後には、多くのパロディは十分に有名な作品について作られ、原作品の著作者が誰  
かはすでに広く知られているという事情があると思われる。また、實際上、パロディに  
その旨の表示がなされることもある。注38)のサン＝タン事件の被告作品の裏表紙  
(資料8)がその例であり、同様の表示はテレビ放送でも見かけることがある。

フランソンの論拠は、著作物尊重権に基づく請求を別途許してはパロディ許容規  
定が機能不全になってしまうこと、及び、適法なパロディは別の著作者の作品なので氏  
名表示権の侵害は生じないことであり、多くの学説がそれに賛同している<sup>44)</sup>。

裁判例をみても、著作者人格権が争点となったもののうち、パロディが成立したピー  
ナッツ事件判決(注33)とターズーン事件判決(注9)では侵害不成立、パロディ不  
成立のブレル事件破毀院判決(注28)とココ・マドモワゼル事件判決(注37)では  
侵害成立の判断が下されている。ただし、ブレル事件破毀院判決は、侵害成立の控訴審  
判決を維持したのみであり、しかも一般的な人格権侵害と判断された可能性もある(II  
2(1)参照)。

#### IV おわりに

後回しになってしまったが、L. 122-5条4項の立法趣旨と歴史的背景に触れておく。  
同条項は1957年法以前の判例を条文化したものであり、判例の中には、19世紀にシャ  
ンソンや絵画のパロディをめぐって争われたものが含まれる<sup>45)</sup>。そうした紛争は、より古  
くからの文化的伝統をふまえて、人々が同時代の公衆を笑わせようとした結果、生じた  
ものであった。

例えば、文芸においては、パロディが、他人の作品を改変しておもしろおかしい効果  
を狙う1つの分野として、18世紀前半には確立していた<sup>46)</sup>。大革命を経て、近代的な著  
作権法が登場する少し前のことである。また、実在人物のカリカチュールは、アンシャ  
ン・レジーム下の王の道化(fou du roi)と関係がある。これは、初代ローマ皇帝アウ  
グストゥスが、道化にあえて自らの悪口を言わせていた故事にまでさかのぼるとい<sup>47)</sup>う。

1957年法の立法者は、同法が確立した創作的表現の保護は、笑いを大切にするこ  
うした伝統と両立しないと考えた。パロディには創作的表現を利用するものも多く含まれ、  
笑われるのを嫌う著作者が、著作権を盾にとって利用を拒むことが考えられたからであ  
る。そこで、伝統を踏まえた自由な表現を優先するため、ピンポイントに条文化された  
のが、フランスのパロディ許容規定であるといえよう<sup>48)</sup>。

翻って日本法について考えると、パロディのための利用、すなわち、改変を伴い、しばしば著作者の事前の同意を得づらいた利用について、著作権を制限するかどうか、するなどのような要件・効果の下でかは、未解決の課題として残されている。<sup>49)</sup>

筆者は、笑いという時空を超えた人間の営みを可能とする限度で、著作権という新しくできた権利を制限することは、日本法にとっても可能であるし、望ましいことであると考える。<sup>50)</sup>

まず、可能である理由として、フランスにおける運用実態があげられる。II 3 でみたように、「笑い」の範疇に入ると認められる場合は近年広がってきているものの、「笑い」ないし「ユーモア」の目的から出発し、「混同」と「中傷」がないかを基準に許される利用の範囲を決める方法は、決して予測可能性を欠くものではない。<sup>51)</sup> 実際にも、原作品が有名でシリアスであるほど混同が少なく、パロディが成立しやすいのだから、使いやすい規定といえる。

望ましいと考える理由は、笑わせるためのパロディは、表現の自由という国境を超えた普遍的価値を体現するものだからである。フランス著作権法の体系書においては、パロディは、必ずといっていいほど、憲法上の表現の自由との関係で説明されている。<sup>52)</sup> 裁判例においても、人形劇によるパロディニュースの長寿テレビ番組で、シトロエン社の社長の人形が車の故障で繰り返し遅刻するシーンが放映された事案について、2000年の破毀院全部会判決が、パロディやカリカチュールは表現の自由に根差すと明言し、人形劇と現実との間に混同はないので、民法 1382 条の不法行為は成立しないと判示した。<sup>53)</sup> 人格権侵害の事例ではあるが、表現の自由との関係では、その射程は著作物のパロディにも及ぶと思われる。また、欧州人権裁判所 (CEDH) も、オーストリアの政治家らやマザー・テレサを含む宗教者らが裸で乱交する現代美術作品がウィーン都心の分離派会館に展示されていたところ、登場人物のうちの 1 人の抗議を受けて、オーストリアの裁判所が展示を禁止したことは、欧州人権条約 10 条に違反すると判示した。CEDH は、風刺 (satire) は性質上どうしても挑発的になってしまうので、そのような表現方法をとるアーティストの権利が侵害されていないかは、「格別の注意をもって」検討しなければならないと判示した。<sup>54)</sup> これも著作権の制限が直接に問題になった事案ではないが、逆に、実在人物のカリカチュールについて、アーティストの表現の自由がそこまで保障されるのであれば、著作物のパロディを作る権利は、なおさら強く保障されるべきともいえよう。<sup>55)</sup>

日本の著作権法は、パロディ許容のための受け皿になる明文規定を持たず、実際にもパロディを堂々と作れる状況にはない。<sup>56)</sup> 表現の自由に十分配慮しているのかどうか、

かねて懸念されているところである。<sup>57)</sup>もちろん、現行法の解釈論を駆使する方法によることもできるが、<sup>58)</sup>少なくとも、パロディを現状より広く許容する必要はあるものと思われる。

なお、パロディを現状より広く許容すべきという価値判断そのものに反対し、日本人の笑いのセンスがそれほど成熟しているかどうか懸念する向きもある。<sup>59)</sup>しかし、フランス法を参考とする場合、「混同」のチェックによりパロディに名を借りた無断利用は排除できるし、「中傷」のチェックにより陰湿な描写は排除できる。また、カラッと仕上がったパロディが得意なはずのフランスにおいては、暴力的な描写はなぜかあまり見かけないが、卑猥な描写は大いに咲き乱れている。それでも、あまりひどい卑猥は「中傷」の名の下に排除できる。懸念する必要はないのではないか。蛇足ながら、日本人の笑いのセンスも、決して低くはないと考えられ、特に、「本歌取」や「狂歌」など、著作権法誕生以前からの伝統的なパロディが存在するところは、フランスとの共通点とさえいえると思われる。

最後に著作者人格権について。フランスにおいては、パロディが適法に成立する場合には著作者人格権保護はベルヌ条約レベルまで後退すべきであると、明文の規定を欠くにもかかわらず、広く認識されていることがわかった(Ⅲ 2)。この点、日本の場合は著作権法 20 条 2 項 4 号を活用し、パロディのためのやむを得ない改変として、同一性保持権を制限していく余地がある。<sup>60)</sup>

1) CPI L. 122-5 Lorsque l'œuvre a été divulguée, l'auteur ne peut interdire:

4° La parodie, le pastiche et la caricature, compte tenu des lois du genre.

条文は、報告にあたり自ら訳した。なお本稿では、パロディ、パスティーシュ、カリカチュールのいずれをもあえて訳さずに原語を用い、それぞれの意味するところはⅡ 1(2)で説明する。

2) 本稿は、2010年5月22日にシンポジウムでおこなった口頭報告の読み上げ原稿を、2011年になってから論文化したものである。その際、報告当日に配布したレジュメおよび資料と、スライドで上映した画像を、必要に応じて転載した。ただし、パロディを許容するための個別規定の導入可能性・必要性については、報告当日に述べたこと(旧見解)を撤回し、本稿をもって筆者の見解としたい。その理由は注50)で述べた。また、シンポジウムにおける討論の議事録には、旧見解をそのまま残しておいた。最後に、旧見解との間で揺れていた筆者の相談に乗り、文献入手の便宜を図ってくれたボワティエ大学付属技術専門学校(企業経営・行政部門)のゾーランジェ 助教授(Zollinger, A., *Droit d'auteur et droits de l'Homme*, LGDJ, 2008の著者)に感謝したい。

3) CPI L. 211-3 Les bénéficiaires des droits ouverts au présent titre ne peut interdire:

4° La parodie, le pastiche et la caricature, compte tenu des lois du genre.

フランス知的所有権法典 L. 211-3 条「本巻に規定する権利(注:著作隣接権)の保有者は以下のことを禁止できない:

4項「その方面のきまりを考慮しつつ、パロディ、パスティーシュ、カリカチュール。」

- 4) Françon, A., Questions de droit d'auteur relatives aux parodies et productions similaires, *Le droit d'auteur*, juin 1988, pp. 302 et s.
- 5) Vivant, M., et Bruguière, J-M., *Le droit d'auteur*, Dalloz, 2009, n° 613; Lucas, A. et H-J., *Traité de la propriété littéraire et artistique*, Litec, 2006, n° 407.
- 6) Gaudrat, Ph., *Répertoire civil Dalloz v° Propriété littéraire et artistique*, 2007, n° 805 et s.; Pollaud-Dulian, F., *Le droit d'auteur*, Economica, 2005, n° 826 et s. 本稿もこの順序で説明する。
- 7) 前掲注6) の他, Durrande, S., La parodie, le pastiche et la caricature, *Propriétés intellectuelles: mélanges en l'honneur de André Françon*, Dalloz, 1995, pp. 137 et s.; Caron, Ch., *Droit d'auteur et droits voisins*, Litec, 2° éd., 2009, n° 382 et s.; Gautier, P-Y., *Propriété littéraire et artistique*, PUF, 7° éd., 2010, n° 368 et s.; Bertrand, A. R., *Le droit d'auteur*, Dalloz, 2011, n° 111. 48.
- 8) Lucas, *op. cit.*, n° 407; Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 826. ただし Gaudrat, *op. cit.*, n° 806 et s. は, パスティーシュ・パロディ・カリカチュールの三者を個別に定義しており, パスティーシュには皮肉 (ironie) を求めない一方で, パロディとカリカチュールには求めている。
- 9) TGI Paris, 3 janvier 1978, « Tarzoon », *RIDA* avr. 1978, concl. Paire.
- 10) TGI Paris, 29 nov. 2000, « Libertine », *RIDA* juill. 2001, p. 377.
- 11) Cass. civ. I, 12 janvier 1998, « Trenét », *Bull. civ.*, n° 5, p. 4.
- 12) Françon, *op. cit.*, p. 302.
- 13) Desbois, H., *Le droit d'auteur en France*, Dalloz, 3° éd., 1978, n° 254.
- 14) Durrande, *op. cit.*, p. 134.
- 15) Paris, 11 mai 1993, « Les feuilles mortes », *RIDA*, juill. 1993, p. 340, obs. Kéréver.
- 16) Caron, *op. cit.*, n° 382; Gautier, *op. cit.*, n° 368; Pollaud-Dulian, F., *op. cit.*, n° 824; Lucas, *op. cit.*, n° 405; Vivant et Bruguière, *op. cit.*, n° 611; Durrande, *op. cit.*, p. 136. ただし, Françon, *op. cit.*, p. 302 は, 前掲注11) のトレネ事件を挙げて, 破毀院がデボワの見解を採用していないことを述べるにとどめている。
- 17) Gaudrat, *op. cit.*, n° 807.
- 18) Durrande, *op. cit.*, p. 139. このように解する前提として, デュランドは, 文体や画風も創作性のある限りで著作権の保護対象となり, それを用いたパスティーシュは, 権利制限規定がなければ適法になしえないという立場をとっている (Durrande, *op. cit.*, p. 140)。
- 19) Gaudrat, *op. cit.*, n° 806. ゴドラはその前提として, 特定の作品に結実していない文体や画風は, すべて著作物ではないという立場をとっている (*Ibid.*)。
- 20) Durrande, *op. cit.*, p. 137; Françon, *op. cit.*, p. 303.
- 21) Caron, *op. cit.*, n° 383 et s.; Gaudrat, *op. cit.*, n° 809 et s.; Gautier, *op. cit.*, n° 368; Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 825 et s.; Lucas, *op. cit.*, n° 406 et s.; Bertrand, *op. cit.*, n° 111. 48. 一方, Durrande, *op. cit.*, p. 137 et s. は, 原作品を特定する必要の有無に応じて (注18) 参照), パロディとカリカチュールをまとめて先に, パスティーシュを後に論じている。
- 22) Bertrand, *op. cit.*, n° 111. 48; Gaudrat, *op. cit.*, n° 809 et 810; Gautier, *op. cit.*, n° 368; Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 827 et s.
- 23) Gaudrat, *op. cit.*, n° 809.
- 24) Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 827.
- 25) *Ibid.*
- 26) *Ibid.*

- 27) *Ibid.*
- 28) Cass. 1<sup>er</sup> civ. 27 mars 1990, « *Brel* », *Bull. civ. I*, n° 75.
- 29) Paris, 4 juill. 1997, « *DARD'ZAN* », *Juris-Data* n° 1997-023245.
- 30) Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 828; Françon, *op. cit.*, p. 303. あまり明確ではないが, Gautier, *op. cit.*, n° 368; Gaudrat, *op. cit.*, n° 810 もその趣旨と思われる。一方, Caron, *op. cit.*, n° 385 は, 著作者の名誉声望を害する場合には, 一般的な人格権の問題は生じるが, 著作権法上は適法にパロディが成立すると考えているようである。このような違いはあるが, Durrande, *op. cit.*, p. 137 によれば, パロディの名を借りた著作者の人格攻撃が法的に許されないことについて, 学説は一致している。
- 31) Beauvarlet, G., *Trenét*, Bréa Editions 1983, p. 144 et s.
- 32) 拙稿「フランスにおける集合著作物」著作権研究 22 号 (1996 年) 53 頁。
- 33) TGI Paris, 19 janv. 1977, « *Peanuts* », *RIDA*, avr. 1977, p. 167.
- 34) Françon, *op. cit.*, p. 304 : « *La parodie est simplement destiné à faire rire.* » ; Gautier, *op. cit.*, n° 368 et s. : « *seulement faire rire* ».
- 35) Caron, *op. cit.*, n° 379; Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 826.
- 36) Riom, 15 septembre 1994, « *Michelin* », *Juris-Data* n° 1994-049661.
- 37) TGI Paris, 31 oct. 2007, « *Coco Mademoiselle* », *Legifrance*.
- 38) Paris, 18 février 2011, « *Saint-Tin* », *Legipresse*, n° 282, 2011, p. 234. ベルギーの有名な漫画シリーズ「タンタンの冒険」の主人公の息子が, まだ見ぬ父を探しつつ世界中を冒険するという連作小説につき, パロディの成立を認めた判決である。faire rire ou sourire という表現が, 判決文に表れている。被告小説のうちの 1 冊の表紙と裏表紙, そして, 対応する原作品の表紙を資料 8 に掲載する。
- 39) Caron, *op. cit.*, n° 383. なお, ココ・マドモワゼル事件判決の抽象論には, ユーモアのないオマージュや批評もパロディとして許されるように書いてあるが, 事案がオマージュでも批評でもないことを考慮すれば, オマージュや批評であれば必ずパロディが成立するとまで判示したわけではないと解される。ミシュラン事件や枯葉事件に照らすと, ユーモアの目的はなお必要であると解するほうが素直であろう。
- 40) Françon, *op. cit.*, pp. 304 et s.
- 41) Pollaud-Dulian, *op. cit.*, n° 824.
- 42) Françon, *op. cit.*, pp. 305 et s.
- 43) 予備報告会における小泉教授のご指摘に感謝する。なお, ゴーランジェ助教授からは, フランス法上の diffamation (中傷・名誉毀損) は, ベルヌ条約上の名誉声望侵害と必ずしも一致しないという指摘を受けたが, フランソン前掲論文には名誉声望という言葉が明示的に使われている。この点の解明と整理は今後の課題とする。
- 44) Lucas, *op. cit.*, n° 408; Gaudrat, *op. cit.*, n° 810; Vivant et Bruguière, *op. cit.*, n° 614; Vivant, P., Courte citation et parodie: des exceptions au droit moral?, *Revue Lamy droit de l'immatériel*, n° 13, 2006, pp. 60-61; Mouffe, B., *Le droit à l'humour*, Larcier 2011, p. 281. 最後の文献は, シンポジウムの頃に口頭試問を受け, 2011 年に出版されたばかりの, ベルギーの博士論文であり, そこではフランス法も扱われている。
- 45) Durrande, *op. cit.*, p. 13.
- 46) *Ibid.*
- 47) Gaudrat, *op. cit.*, n° 808. なお, 王の道化の末裔がシャンソニエ (キャバレーなどで風刺的または滑稽なシャンソンや小話を聞かせる芸人) であり, トレネ事件 (注 11) のル・リュロンは, その流れを汲んでいる。http://www.thierryleluron.net/ 参照。

- 48) Desbois, *op. cit.*, n° 254.
- 49) 議論の状況について、小泉直樹「表現の自由、パロディ、著作権」ジュリスト 1395号 (2010年) 149頁以下。なお、権利制限の一般規定の解釈による問題解決には、消極的な意見が強い。『文化審議会著作権分科会報告書』(2011年1月) 52頁。
- 50) この点、シンポジウム当日には、日本法にパロディ許容規定を導入すると混乱が避けられないため、導入には消極的であるという旧見解を発表した。しかし、報告後複数の参加者から、こんなに面白い制度を報告者自身が支持しないでどうすると、発破をかけられたことがずっと心に残っていた。そして、上野達弘「応用美術の保護」著作権研究 36号 (2010年) 106-107頁 (注44) に引用されている駒田准教授の発言、特に「法学者の存在意義」のくだりに感動して、「結果からのアプローチ」にすぎなかった旧見解を改めることとした。なお、在外研究先のリヨンにて2011年に確認したことであるが、注38)のサン＝タン事件の被告作品(小説)は、書店で原作品(漫画)とは離れた棚に置かれ、何気なく売られていた。法の要件を満たして成立したパロディを、流通現場でも徹底して原作品とは別の作品として扱うことができれば、特に混乱は生じないのだろう。もちろん、流通現場で求められるのは、著作権法というよりはむしろ不正競争防止法的な考慮である。
- 51) 注49)の報告書は、まず皆が納得するパロディの定義を決めなければ始まらないと認識しているようである(51頁, 61頁)。しかし、フランスではそこを厳格に詰めず(II 1(1)参照)、II 2でみた「混同」と「中傷」を、適法パロディ成立の阻害要件とみているように思われる。このような考え方は日本でも可能ではないか。例えば、いわゆるパロディ・モンタージュ写真事件(最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁)の事案は、フランス法をもってしても、パロディとして許容されるのは難しい。この事件では、確かに、ブラックユーモアにまぶした社会批評の意図が認められないわけではない。その点では、笑わせる意図がないとされたココ・マドモワゼル事件(注37))の事案とは異なる。しかし、雪山とスキーヤーの写真に、タイヤを貼り合わせた以外には何の改変も加わっていない。そのため、原作品との混同が避けられないと判断しうるのではないかと思われる。ちなみに、ブレル事件(注28))では、一定の改変があっても混同が認められている。なお、フランスでは、「笑わせる目的」が明確であれば、社会批評や政治批評のために無関係の第三者の著作物を使うことは、特に問題視されない(II 1(1)参照)。
- 52) Desbois, *op. cit.*, n° 254; Caron, *op. cit.*, n°s 382 et s.; Lucas, *op. cit.*, n° 406; Vivant et Bruguière, *op. cit.*, n° 612; Bertrand, *op. cit.*, n° 111. 47.
- 53) Cass. ass. plén. 12 juillet 2000, « Les guignols de l'info », *Bull. 2000 A. P.* n° 7, p. 10.
- 54) CEDH, 25 janvier 2007, Vereinigung Bildender Künstler c/Autriche.
- 55) キャロンはその体系書で、権力による抑圧に抗して、実在人物をカリカチュールする自由を獲得するための運動が、フランスで19世紀を通じて展開されたことに触れている(Caron, *op. cit.*, n°s 382 et s.)。この点も含め、フランスや欧州における表現の自由の問題全般の中にパロディを位置付けることは、現時点の筆者の手に余るので、他日を期したい。
- 56) シンポジウムの準備段階においても、日本法の検討にあたってどのような実例を挙げても「大丈夫」なのかが、大いに議論された。
- 57) 小泉前掲論文 151頁。
- 58) 小泉前掲論文 154頁, 156頁。
- 59) 齊藤博『著作権法 第3版』(有斐閣, 2007年) 214頁。筆者がシンポジウム時点でパロディのための個別権利制限規定は日本にはなじまないと考えたのは、この説の影響下にあったためかもしれない。
- 60) 佐藤薫「著作権、同一性保持権と表現の自由——パロディを例にして——」憲法論叢 2号



(1995年) 58頁以下。ただし、パロディのためならどんな改変も許されるわけではなく、改変の必要性など一定のチェックが必要であるとされている。

### 資料1 RPRによる全面広告

29 JANVIER 1986

PAGALC

# “T’as voulu voir Paris, et on a vu Vesoul.”

Jacques Brel

Tu as voulu l’emploi pour tous et c’est le chômage qu’a augmenté.  
Tu as voulu vider les prisons : c’est ton voisin qu’on a assassiné.  
Tu parlais des droits de l’homme : c’est Jaruzelski qu’on a embrassé.  
Tu étais contre l’Ecole libre et les Français t’ont fait reculer.

Tu voulais un logement pour tous y a plus un appart à louer.  
Tu étais pour la prospérité et on est tous endettés.  
Le pouvoir d’achat devait augmenter c’est les restau du cœur qu’on a créés.  
T’as voulu le socialisme t’as vu c’que ça a donné.

**VIVEMENT DEMAIN  
AVEC LE RPR!**

MICHEL NOIR  
Jean BENOIST - Jean-Michel DUBONARD - Michel FLEISSOT  
Jean-Marie BARTHÉLEMY - Marie-Thérèse GELFRON  
Jean-Louis BELLAYON - Marie-Françoise SERGE - Claude  
Jacques MEYER - Joseph FERRARI - Michèle MULLARD  
Jean-Claude CRET - Jean-Claude SAUR - Michel GILLAT  
Pierre-Bernard COURTE

Liste Régionale RPR RHONE 1986 Les Membres du 11 mars 86

出所＝「ル・フィガロ」紙 1986年1月29日ローヌ・アルプ版C頁（リヨン市立図書館蔵）

## RPR の全面広告の拙訳

(大きな字の見出しとたいへん小さい字の氏名表示)

お前はパリに行きたかったけど、俺たちはヴズールに行った。  
ジャック・ブレル

(本文：左上から右下へ。ただし\*印は判決文所収のものと異なるので、所収のもの  
の原文と訳も、カッコに入れて掲載した。)

お前は完全雇用を望んだけど、失業率が上がった。

\* お前は刑務所を空にしたかったけど、お隣さんが殺された。

(Tu as voulu rouvrir les mines et c'est les bassins qu'on a fermé.)  
(お前は炭鉱を再開したかったけど、ドックが閉鎖された。)

\* お前は人権を語ってたけど、ヤルゼルスキとチューすることになった。

(Tu étais contre le nucléaire et c'est Greenpeace qu'on a coulé.)  
(お前は反核だったけど、出てきたのはグリーンピースだった。)

お前はフリースクールに反対だったけど、フランス国民はお前を辞めさせた。

お前はすべての人に住居をと願ったけど、もう貸すアパートはない。

お前は金持ちになりたかったのに、みんな借金を抱えている。

購買力を上げなければならなかったけど、炊き出しがいっぱいできた。

お前は社会主義を望んだけど、それがどうなったかはご覧の通り。

(手書き風のスローガン)

明日よ来い、RPR と共に！

« Vesoul » par Jacques Brel

「お前の言いなり (ヴズール)」 ジャック・ブレル作詞 (部分) 拙訳

...

T'as voulu voir Vesoul

お前はヴズールに行きたかった

Et on a vu Vesoul

だから俺たちはヴズールに行った

...

T'as voulu voir Paris

お前はパリに行きたかった

Et on a vu Paris

だから俺たちはパリに行った

資料 2 « Douce France » par Charles Trenét

「優しきフランス」 シャルル・トレネ作詞\*

Il revient à ma mémoire 記憶の中に  
Des souvenir familiers,  
懐かしい思い出がよみがえってくる、  
Je revois ma blouse noire  
ぼくの黒いスモックが見える  
Lorsque j'étais écolier.  
あれは小学生の頃に着ていたもの。  
Sur le chemin de l'école 学校の帰り道  
Je chantais à pleine voix  
大声で歌っていたのは  
Des romances sans paroles, 歌詞のない歌、  
Vieilles chansons d'autrefois. 昔の古い歌。  
Douce France, 優しきフランス!  
Cher pays de mon enfance,  
懐かしきわが故郷、  
Bercée de tendre insouciance,  
ぼくをのんびりと育ててくれた、  
Je t'ai gardée dans mon cœur.  
君はいつでもぼくの心の中。  
Mon village, ぼくの村、  
Au clocher aux maisons sages,  
鐘楼と質素な家々、  
Où les enfants de mon âge  
同い年の子どもたちと  
Ont partagé mon bonheur.  
幸せを分かち合った。  
Oui je t'aime, そう、君を愛してる、  
Et je te donne ce poème,  
だからこの詩をあげる、  
Oui je t'aime, そう、君を愛してる、  
Dans la joie et la douleur.  
嬉しい時も つらい時も。  
J'ai connu des pays sages  
ぼくはいい所をたくさん見てきた  
Et de soleils merveilleux,  
そして素晴らしい太陽も、  
Au cours de lointains voyages  
長い旅路の果てに  
Tout là-bas sous d'autres cieux.  
どこか遠くの国で。  
Mais combien je leur préfère  
でも一番好きなのは  
Mon ciel bleu, ぼくあの青空、  
Mon horizon, ma grand'route  
あの景色、あの大通り  
Et ma rivière, あの川、  
Ma prairie et ma maison.  
あの牧場、そして、ぼくの家。

※ 拙訳。ただし、「紅茶グマ焼菓子工房」  
サイト (<http://www.kouchaguma.com/columns/feast/doucefrance.html>) 所掲の、  
加藤浩樹氏訳を参考にした。

« Douces Transes » par Bernard Mabilie, interprété par Thierry Le Luron

「優しい熱狂」ベルナル・マビユー作詞、  
ティエリー・ル・リュロン歌唱\*

Il m'arrive certains soirs 僕は夜、時々  
D'arrêter de poéter. 詩を書くのをやめる。  
J'fais des rêves prémonitoires  
予知夢みたいなものを見て  
Et j'en suis tout retourné.  
それから醒めきれないことがある。  
Je me vois sous la coupole,  
夢の中で僕はアカデミー・フランセーズに入り  
Au milieu des vieilles noix,  
年取った阿呆たちの仲間になっている、  
Ma tante, qui pour moi est folle,  
僕を大好きな叔母は言っていた、  
M'a dit Jaques Lang t'introduira.  
ジャック・ラングがあんたを会員にしてくれ  
るさって。

Douces Transes, 優しい熱狂,  
Dans le midi de la France,  
フランス南部(の片田舎)で、  
J'imagine ma joissance 僕は想像する  
« Immortel en habit vert ».  
「緑の礼服」をまとう「不滅の人々」になっ  
て喜ぶところを。

L'élégance, 最高の  
D'Charles Trenét en exllence,  
シャルル・トレネのエレガンスは、  
Augmentra mon influence,  
僕の影響力を増してくれるだろう、  
Je m'occuperai du dictionnaire.  
僕は辞書の仕事をするだろう。  
Académie, アカデミーよ、  
Vielle dame du quai Conti,  
コンティ河岸の老婦人よ、  
Moi, dans ton lit... 僕は君のベッドで...  
Oh mes amis, qui l'eut dit? ああ、友よ、  
誰がこんな事を予言しただろうか?  
En serai-je? 僕もいつか会員になれるレ  
ベルに達するだろうか?

Certains disent que j'en suis déjà, 幾人  
かの友達は、もう達してるよ、と言ってい  
る

Mais c'est bien la première fois  
でもこんな事は初めてだ  
Que je donne ma langue au chat.  
(自分がそのレベルに達しているのか、いな  
いのか) わからなくなったのは。

※ 拙訳。ただし、獨協大学外国語学部フ  
ランス語学科の同僚の助力を得た。

資料3 « Tarzoon, la honte de la jungle » par Picha et Boris Szulzinger, 1975



画像の出所=<http://forums.myspace.com/t/4085150.aspx?fuseaction=forums.viewthread&PageIndex=68&SortOrder=0>

資料4 ジャック・フェザンによるイヴ・モンタン追悼パロディ



出所=「ル・ポワン」誌 1000号 (1991年) 4頁 (中央大学蔵)

## 資料 5

« Les feuilles mortes » par Jacques Prévert

「枯葉」(原作)(部分)

ジャック・プレヴェール作詞 高畑勲訳\*

Oh je voudrais tant que tu te souviennes

ああ！思い出しておくれ

Des jours heureux où nous étions amis

ぼくたちが恋人だったしあわせな日々を、

En ce temps-là la vie était plus belle

あの頃 人生は今日よりももっと美しく

Et le soleil plus brûlant qu'aujourd'hui

太陽はもっと輝いていた

Les feuilles mortes se ramassent à la pelle

枯葉はシャベルで集められる

Tu vois je n'ai pas oublié

ほらね ぼくは忘れていないよ、

Les feuilles mortes se ramassent à la pelle

枯葉はシャベルで集められる

Les souvenirs et les regrets aussi

思い出も未練もおなじこと

Et le vent du Nord les emporte

そして北風はそれら運び去る

Dans la nuit froide de l'oubli

忘却の冷たい夜のなかへと、

Tu vois, je n'ai pas oublié

ほらね ぼくは忘れていないよ

La chanson que tu me chantais

きみが歌ってくれたあの唄を

C'est une chanson qui nous ressemble

それはぼくらに似合う唄

Toi tu m'aimais et je t'aimais

きみは ぼくを愛していた ぼくはきみを愛していた

Et nous vivions tous deux ensemble

そしてぼくらは暮らしていた ふたり一緒に

Toi qui m'aimais moi qui t'aimais

ぼくを愛していたきみと、きみを愛してたぼくと、

Mais la vie sépare ceux qui s'aiment

けれども人生は 愛し合う仲を引き裂く

Tout doucement sans faire de bruit

やさしくそっと 音もたてずに

Et la mer efface sur le sable

そして海は消し去る 砂の上

Les pas des amants désunis

別れた恋人たちの足跡を

Au bruit des bravos évanouis

消えていくブラボーの音が

« Les feuilles mortes » par Jacques Faizant

「枯葉」(イヴ・モンタン追悼パロディ)

ジャック・フェザン作詞 拙訳(高畑訳を参照した)

Ah! Je voudrais tant que l'on se souviene

ああ！みんな思い出すがいい

Des jours heureux où tu chantais pour nous

きみがぼくたちのために歌っていた幸せな日々を

En ce temps-là la vie semblait plus belle

あの頃 人生は今日よりももっと美しく

Et le soleil plus brillant qu'aujourd'hui

太陽はもっと輝いていた

Les feuilles mortes se ramassent à la pelle

枯葉はシャベルで集められる

Tu vois on n'a pas oublié

ほらね みんな忘れていないよ、

Les feuilles mortes se ramassent à la pelle

枯葉はシャベルで集められる

Les souvenirs et les regrets aussi

思い出も未練もおなじこと

Et le vent mauvais les emporte

そして荒れた風がそれら運び去る

Dans la nuit froide, sans oubli.

忘れられない寒い夜のなかへと、

Tu vois, on n'a pas oublié

ほらね みんな忘れていないよ

La chanson que tu nous chantais

きみが歌ってくれたあの唄を

C'est une chanson qui nous rassemble

それはみんなをひとつにした唄

Tu les aimais, on les aimait

きみは その唄を愛していた みんなもそれを愛していた

Et nous les fredonnions ensemble

そしてぼくらはその唄をみんなで口ずさんだ

Comme on aimait, comme on t'aimait.

みんなその唄を愛していた、みんなきみを愛していた

Mais la mort sépare ceux qui s'aiment

けれども死は 愛し合う仲を引き裂く

Tout doucement sans faire de bruit

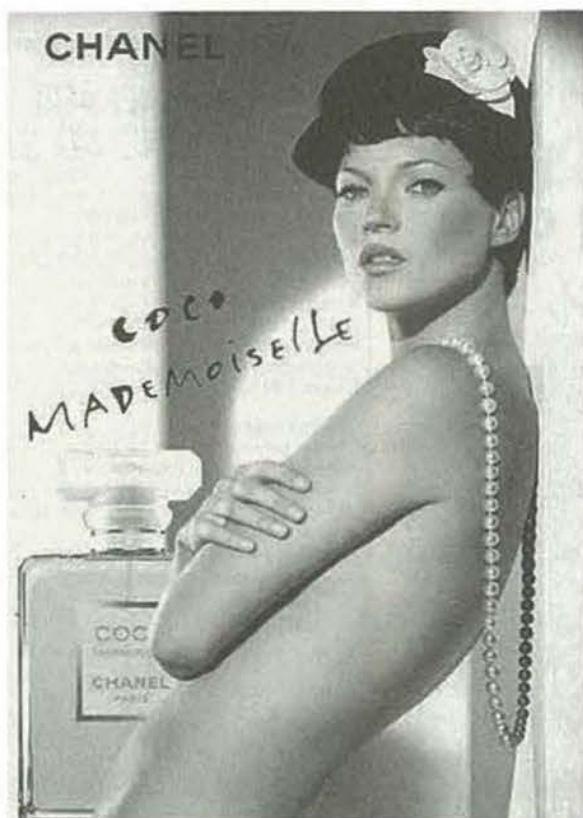
やさしくそっと 音もたてずに

Et la mer fait écho, sur le sable,

そして海にこだまが返る 砂の上に

※ 『ことばたち』(びあ、2004年) 別冊付録 89頁以下

資料6 撮影者不明, 2005年発表



写真の出所 = <http://addictm2.blog87.fc2.com/blog-entry-1278.html>

資料7 JEAN-LUC MOERMAN, Untitled, 2009



写真の出所 = <http://www.galerierodolphejanssen.com/artists/16-jean-luc-moerman>

資料8 サン＝タン事件（注38）被告著作物（小説）のうちの1冊の表紙と裏表紙



ゴルドン・ゾーラ『事件は汚いほうへ』（レオパール・デマスケ社（サン＝タンと友達のルウの冒険旅行8），2010年）（個人蔵）

【参考】エルジェ『ピーカー教授事件』（キャスターマン社（タンタンの冒険旅行18），初版1965年）（漫画）の表紙



画像の出所=<http://www.amazon.fr> なお、Tournesol はピーカー教授の本名で「ひまわり」の意味である。